議案第10号

瑞穂町営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月29日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町営住宅条例の一部を改正する条例

瑞穂町営住宅条例(平成9年条例第24号)の一部を次のように 改正する。

第6条第2項第3号中「又は」の次に「同法」を加え、同項第8 号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「第2 8条の2において」の次に「これらの規定を」を加える。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新 旧 目次 略 目次 略 第1章 略 第1章 略 第2章 町営住宅の管理 第2章 町営住宅の管理 第5条 略 第5条 略 (使用者の資格) (使用者の資格) 第6条 略 第6条 略 2 略 2 略 (1)(2) 略 (1)(2) 略 (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第16 (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第16 8号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でそ 8号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でそ の障害の程度が恩給法(大正12年法律第4 の障害の程度が恩給法(大正12年法律第4 8号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6 8号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6 項症まで又は 別表第1号表ノ3の第1 項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1 款症のもの 款症のもの (4)から(7) 略 (4)から(7) 略 (8) 略 (8) 略 ア略 ア略 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項 は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28 (配偶者暴力防止等法第28 条の2において 準用す 条の2においてこれらの規定を準用す る場合を含む。)の規定により裁判所が る場合を含む。)の規定により裁判所が した命令の申立てを行った者で当該命 した命令の申立てを行った者で当該命 令がその効力を生じた日から起算して 令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過していないもの 5年を経過していないもの 3から5 略 3から5 略 第7条から第35条 略 第7条から第35条 略 第3章 略 第3章 略 別表 略 別表 略 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。	